

## 議案第25号

天理市子ども医療費助成条例の一部改正について

天理市子ども医療費助成条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年3月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

天理市子ども医療費助成条例（昭和48年10月天理市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「12歳」を「15歳」に改め、同条第2項中「天理市内に住所を有する者であって」を「子どものうち」に、「ものをいう」を「者をいい、「就学児」とは、子どものうち、乳幼児以外の者をいう」に改める。

第3条中「乳幼児以外の子ども」を「就学児」に改める。

第4条第1項及び第2項中「乳幼児」を「子ども」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の天理市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。